

現役奈良労働局労災補償課労災補償課長からのメッセージ

令和5年度一般職（大卒）業務説明会参加者の方へ

私は奈良労働局労働基準部労災補償課の鈴木と申します。
本日は奈良労働局の業務説明会にお越しいただきありがとうございます。

さて、皆様は一般職で受験されておられますので、いろいろな官庁の中から自分にあった仕事を選ぶことができます。今日お越しいただいた労働局においても、共通採用つまり職業安定系と基準系を選べます。じっくり考えて自分がやりたいと思う仕事を選んでください。

私は基準系事務官として40年間勤めてきました。私なりに労働局基準系事務官を皆様にお勧めしたいと思っております。

自分が公務員として仕事をしている姿が少しでも具体的になればうれしいです。

1 労災保険は最後の砦

基準系事務官の主な業務は説明会で聞いていただいた通りで、「労災保険」に関する業務です。

労災保険は、働いている人が工作中に負傷等した場合に、医療費全額、休業補償、障害補償、遺族補償等を行う「働く人のための総合補償保険」です。

業務は、労働行政の中でも目立つ存在ではありません。イベント的なこともないし、華やかさもないです。労働基準行政としては、監督部署や安全衛生部署が事業場をしっかりとコントロールすることにより、労働災害がなくなれば、労災保険部署は必要ないこととなります。

しかしながら、言い換えれば、働く人の最後の砦ということもできます。事業主が支払った保険料を、仕事や通勤が原因でケガや病気になられた方に、適正に迅速に保険給付を行い、生活を守るという仕事は、社会を守る上で、無くてはならないやりがいのある仕事です。

2 幅広く、寄り添った仕事ができる。

奈良労働局は、規模的には小さい局で、その管下の労働基準監督署も少人数で業務を行っています。労災部署も同じです。事業場の労災保険の加入手続き・保険料の徴収、ケガされた方への治療代—休業補償—後遺障害—遺族給付と一連

のことをすべて行うことができます。いろんなことを覚えないといけません、ケガされた人（請求人）とは一貫して寄り添うことができます。奈良以外の労働局の中には、規模の大きい局もあり、大きいところはその良さがありますが、やはりアットホーム的な職場でじっくり仕事をするをお勧めします。

3 住居地にもよりますが、基本的に転居を伴う異動がありません。

奈良県内の勤務地（労働局と4つの監督署）は県内でも北和と中和に集中しています。大阪や京都住居者も全監督署に通勤している職員がいます。

事務官には他局勤務という異動ルールはありませんので、ずっと奈良県内での勤務が可能で、いろいろな業種の事業場への対応も経験できます。

4 ほかにいろいろと。

奈良のような小さな労働局の場合は、基準系事務官の採用が少ないのが実情です。いわゆる同期も少なく、みんながいろいろな部署の仕事をするようになります。例えば会計や人事係などです。いろんな仕事を経験できるのは、プラスです。また、昇進も、人数が少ない分、大規模局に比べて、少し早いです。

5 もちろんデメリットもあります。

基準系事務官は、労働基準監督官の主たる業務である監督業務には就けません。また、労働基準監督署長は監督官でないと就けません。

最後に

奈良で、労働局で、そして事務官を選んでいただくと大変うれしいです。皆様とお会い出来ることを期待しています。

奈良労働局労働基準部労災補償課
鈴木 泰吏（昭和58年度採用）

